



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
10月20日
第455号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

- ※滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正(税政課) 1
- 地方自治法に基づく指定管理者の指定(文化財保護課) 2
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) 2
- 道路の供用開始(道路保全課) 2

○ 公 告

- 危険物取扱者保安講習実施公告(防災危機管理局) 3
- 令和5年度ふぐ処理者試験実施公告(生活衛生課) 3
- 公共測量実施公告(監理課) 4

○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(湖北) 5

告 示

滋賀県告示第362号

昭和40年滋賀県告示第359号(滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

表中 「

片山淳二	守山市今浜町 2526-1
------	------------------

」 を 「

杉江和	守山市杉江町 588
-----	---------------

」 に、

金甲守	湖南省菩提寺 西二丁目1-8	同	湖南省の区域
梶正嗣	甲賀市水口町 高塚8-8	同	甲賀市の区域
富田喜與一	甲賀市水口町 伴中山1346	同	甲賀市(旧甲賀郡水口町)の区域
小倉道孝	甲賀市土山町 鮎河1904番地 1	同	甲賀市(旧甲賀郡土山町)の区域
高田孝一	甲賀市甲賀町 高野163番地	同	甲賀市(旧甲賀郡甲賀町)の区域

梶正嗣	甲賀市水口町 高塚8-8	同	同
富田喜與一	甲賀市水口町 伴中山1346	同	同
高田孝一	甲賀市甲賀町 高野163番地	同	同
金甲守	湖南市菩提寺 西二丁目1-8	同	湖南市の区域
小倉道孝	甲賀市土山町 鮎河1904番地 1	同	甲賀市(旧甲賀郡土山町)の区域

に、

杉岡健次	甲賀市信楽町 黄瀬1321	を	山本和弘	甲賀市信楽町 小川出143	に改める。
------	------------------	---	------	------------------	-------

付 則

この告示は、令和5年10月20日から施行する。

滋賀県告示第363号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立琵琶湖文化館
- 2 指定管理者 大津市別保一丁目15番38号 株式会社琵琶湖C&S 代表取締役 田村和彦
- 3 指定の日 令和5年10月20日
- 4 指定の期間 滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和5年滋賀県条例第43号)の施行の日から令和24年3月31日まで

滋賀県告示第364号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
野洲市児童発達支援センター	野洲市小篠原 1973-1	野洲市	野洲市小篠原 2100-1	児童発達支援(センター)	令和5.10.1	2551300037

滋賀県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月20日から令和5年11月6日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に

供する。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道477号	大津市真野大野二丁目字北谷57番11地先から 大津市真野大野二丁目字下ノ勝32番4地先まで	令和5.10.20	L=157.0m

公 告

危険物取扱者保安講習実施公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大造

1 講習の種類

講習区分	危険物取扱者免状の種類
給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種

2 講習の受講期間および実施形態

受講期間	実施形態
受講承認日より1か月以内	オンライン講習

- 3 受講対象者 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者
- 4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙4,700円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。
- 5 受講申請書の受付期間 令和5年10月23日(月)から同月27日(金)までとする(必着)。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921
- 7 その他 その他詳細については、6に示す受付場所に問い合わせること。

令和5年度ふぐ処理者試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)第5条の規定に基づき、ふぐ処理者試験を次のとおり実施する。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験日時および科目

(1) 第1日目

ア 試験日時 令和6年2月6日(火) 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目

(ア) 学科試験 衛生法規、水産食品の衛生に関する知識およびふぐに関する知識

(イ) 実技試験 ふぐの種類の見分け

(2) 第2日目

ア 試験日時 令和6年2月7日(水) 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目 実技試験 ふぐの処理技術およびふぐの内臓の見分け

2 試験場所 滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市鷹飼町80-4)

3 受験資格 なし

4 提出書類

- (1) 受験願書 1部

- (2) 写真 1葉(出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きで、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)
- 5 試験手数料 7,400円(滋賀県収入証紙による。)
- 6 受験願書の受付期間等および受付場所
- (1) 受付期間等 令和6年1月5日(金)から令和6年1月12日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。
なお、郵送による受験願書の受付は、行わない。
- (2) 受付場所
- ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。
滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所) 草津市草津三丁目14-75
滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所) 甲賀市水口町水口6200
滋賀県東近江健康福祉事務所(東近江保健所) 東近江市八日市緑町8-22
滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所) 彦根市和田町41
滋賀県湖北健康福祉事務所(長浜保健所) 長浜市平方町1152-2
滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所) 高島市今津町今津448-45
大津市保健所 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階
- イ ア以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号)に提出すること。
- 7 合格発表 令和6年3月6日(水)午前10時に県庁正面玄関前掲示板、各合同庁舎(大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。)の行政情報コーナーおよび県内の各保健所の掲示板ならびに県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。
なお、電話による問合せには、一切応じない。
- 8 試験結果の本人への提供 口頭による試験結果の提供の求めは、次に定めるところにより本人に限り行うことができる。
- (1) 期間 令和6年3月6日(水)から令和6年4月3日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (2) 時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで(令和6年3月6日(水)は、午前10時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
- (3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階)
- (4) 持参するもの 令和5年度ふぐ処理者試験受験票
- (5) 開示する内容 総合得点および科目別得点
- (6) その他
- ア 提供を求めることができる試験結果は、本人のものに限る。
- イ 電話による問合せには、一切応じない。
- 9 受験願書等の交付および問合せ先 県内の各保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近江八幡市長 小西 理から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(修正数値図化)
- 2 作業の地域 近江八幡市全域
- 3 作業の期間 令和5年10月1日から令和6年3月29日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長 藤山 健人から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 東近江市柏木町

- 3 作業の期間 令和5年10月2日から令和6年3月18日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
2 作業の地域 高島市全域
3 作業の期間 令和5年10月18日から令和6年3月22日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 和田 裕行から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年10月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
2 作業の地域 彦根市全域
3 作業の期間 令和5年10月25日から令和6年3月31日まで

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県湖北環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年10月20日

滋賀県湖北環境事務所長 大 菅 博 樹

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
長浜市祇園町字飯次852番37
2 指定する区域の表示 次の図のとおり
3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンおよび1,2-ジクロロエチレン
4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖北環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

